

桜井市産業用地創出実現可能性調査業務委託
プロポーザル実施要領

この要領は、桜井市が、桜井市産業用地創出実現可能性調査業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務の概要

(1) 業務名称

桜井市産業用地創出実現可能性調査業務

(2) 業務の目的および内容

別紙、「桜井市産業用地創出実現可能性調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

(4) 委託上限額

10,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

(5) 留意事項

本業務は、奈良県産業用地創出調査事業補助金を活用する事業であり、交付決定されることを前提としています。円滑な事業スタートのため、交付決定前に公募を行います。交付決定がなされなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。なお、交付決定後は速やかに桜井市ホームページ内で周知します。

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体等の公的機関が発注した産業用地創出に関する同種業務（業務名に関係なく、仕様書に示す同種の業務内容を含むと認められるもの。）を元請として完了した実績を有すること。
- (2) 令和 6 年度桜井市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 配置技術者は、契約日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 国税及び桜井市税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 桜井市契約規則第 2 条の 2 の規定に該当しないこと。
- (7) 参加申込書の提出の日から第 2 次選考結果通知の日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手

続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (9) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (10) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 桜井市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月桜井市条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団に該当せず、かつ会社の代表者、役員及び使用人が同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

3. スケジュール

項目	期日
(1)実施要領等の公告	令和6年7月4日（木）
(2)質問書の受付期限	令和6年7月10日（水）午後5時まで
(3)質問書に対する回答	令和6年7月16日（火）本市ホームページで公表
(4)参加申請書の受付期限	令和6年7月19日（金）午後5時まで
(5)第 1 次選考（実績書類選考）	令和6年7月23日（火）
(6)第 1 次選考結果通知	令和6年7月24日（水）郵送・FAX
(7)企画提案書等の受付期限	令和6年8月14日（水）午後5時まで
(8)第 2 次選考（企画提案選考）	令和6年8月20日（火）
(9)第 2 次選考結果通知	令和6年8月23日（金）郵送・FAX
(10)業務委託に係る協議	決定後、速やかに協議します
(11)業務委託に係る契約	令和6年8月30日（金）

4. 選定方法

事業内容の品質をより高めることを目的とするため、公募型プロポーザル方式により選考を行い、優先交渉権者と次点提案者を選定する。なお、審査にあたっては、申請者を特定せずに行うため、申請書作成の際に注意すること。

※ 別紙「桜井市産業用地創出実現可能性調査業務委託プロポーザルにかかる参加申請及び企画提案書類作成要領」（以下「作成要領」という。）を参照

(1) 第 1 次選考（実績書類選考）

参加申請書の提出により、業務実績等から業務体制に関する書類審査を行い上位 3 者程度が第 2 次選考（企画提案選考）に参加できるものとする。なお、申請者が 3 者に満たない場合も第 1 次選考を実施する。

(2) 第 2 次選考（企画提案選考）

企画提案書の提出により、プレゼンテーション審査を行う。

(3) 優先交渉権者等の選定

実績書類選考及び企画提案選考の合計点数が最も高い申請者を優先交渉権者として選定する。最高得点申請者が複数ある場合は、企画提案選考における評価項目「企画提案の内容」の点数が最も高い申請者を優先交渉権者として選定し、次に点数が高い申請者を次点提案者として選定する。ただし、企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。前述に関わらず、申請者の第2次選考の点数が最低基準点に達しない場合は選定しないものとする。

5. 申請書等様式配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和6年7月4日(木)から8月14日(水)まで

(2) 配布場所

桜井市ホームページからダウンロード

(<https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/machidukuribu/syoutokoushinkouka/kigyuu/7992.html>)

6. 質疑についての事項

仕様書または本実施要領に関して質疑がある場合は、質問書(様式第1号)に質疑内容を記載し、FAXにて提出すること。なお、FAX送信後に必ず電話連絡すること。

(1) 提出期限

令和6年7月10日(水)午後5時

(2) 提出先

桜井市 まちづくり部 商工振興課

電話: 0744-42-9111 (内線 3671)

FAX: 0744-48-0271

(3) 回答方法

令和6年7月16日(火)に、全ての質問に対する回答を記載した様式第2号を本市ホームページで公表する。その際、質問者の素性は公開しない。なお、質問に対する回答は、実施要領の追加または修正とみなす。

7. 第1次選考(実績書類選考)に関する事項

(1) 提出書類(別紙、「作成要領」を参照のこと)

① 参加申請書(様式第3号)

② 誓約書(様式第4号)

③ 業務実績調書(様式第5号)

④ 配置技術者届(様式第6号)

(2) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は、簡易書留または書留にて受付期間内に必着)

(3) 提出場所

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の1

桜井市役所 本庁舎2階 まちづくり部 商工振興課

(4) 受付期間

令和 6 年 7 月 4 日（木）から 7 月 19 日（金）午後 5 時まで

（持参の場合：土・日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで）

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部

※ 提出書類は返却しない。

※ 使用する印鑑は、桜井市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録する際に提出した使用印鑑届に押印されている印鑑を使用すること。

8. 第 1 次選考（実績書類選考）の方法について

(1) 審査委員

桜井市産業用地創出実現可能性調査業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。委員は、庁内関係部課の 5 名で構成する。

(2) 審査方法

申請者から提出のあった参加申請書について、選定委員会で審査を行う。

(3) 審査項目

「桜井市産業用地創出実現可能性調査業務委託プロポーザル審査項目及び選考基準」（以下「審査項目及び選考基準」という。）のとおり。

(4) 審査結果の通知

全ての申請者に対し、令和 6 年 7 月 24 日（水）に参加資格確認通知書（様式第 8 号）を発送する。

(5) 審査結果の疑義

参加資格が無い旨の通知を受けた者は、参加資格確認通知書の通知日の翌日から起算して 5 日（土・日曜日及び祝日を除く）以内に、その理由の説明を書面により求めることができる。

(6) 第 2 次選考の参加

選定通知を受けた事業者のうち、審査結果通知後において参加不適格要件が判明した場合は、第 2 次選考に参加できない。

9. 第 2 次選考（企画提案選考）に関する事項

(1) 提出書類（別紙、「作成要領」を参照のこと）

① 企画提案書等提出書（様式第 9 号）

② 企画提案書（様式第 10-1 号・10-2 号・10-3 号・11 号、各 2 枚以内）

様式第 11 号は、該当する場合のみ提出すること。また、提案内容はすべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、具体的に記載すること。

③ 業務工程表（様式任意、A 4 用紙 1 枚）

④ 業務体制調書（第 12 号様式）

⑤ 見積書（様式任意、A 4 用紙 1 枚）

(2) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、簡易書留または書留にて受付期間内に必着）

(3) 提出場所

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1
桜井市役所 本庁舎 2 階 まちづくり部 商工振興課

(4) 受付期間

令和 6 年 7 月 25 日 (木) から 8 月 14 日 (水) 午後 5 時まで
(持参の場合: 土・日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで)

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部

※ 提出書類は返却しない。

※ 使用する印鑑は、桜井市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録する際に提出した使用印鑑届に押印されている印鑑を使用すること。

10. 第 2 次選考 (企画提案選考) の方法について

(1) 審査委員

本実施要領 8. (1) に記載のとおり。

(2) 審査方法

提案者から提出のあった企画提案書について、プレゼンテーション (20 分)、質疑応答 (10 分) により審査を行う。審査は 8 月 20 日 (火) に非対面形式 (オンライン) で実施する。なお、審査日時の詳細については、7 月 24 日 (水) 以降に参加者へ連絡する。

また、出席者は管理技術者 (必須) を含む 3 名までとし、プレゼンテーションには提出した企画提案書のみ使用できるものとする。

(3) 審査項目

本実施要領 8. (3) に記載のとおり。

(4) 審査結果の通知

全ての提案者に対し、令和 6 年 8 月 23 日 (金) に公募型プロポーザル選定結果通知書 (様式第 13 号) を発送する。

(5) 審査結果の疑義

次点提案者及び非選定である旨の通知を受けた者は、結果通知書の通知日の翌日から起算して 5 日 (土・日曜日及び祝日を除く) 以内に、その理由の説明を書面により求めることができる。

11. 審査の結果の公表

審査結果についての公表請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、本市と協議のうえ、本市に指示するものとする。

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

本市は、選定で優先交渉権者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき本業務の随意契約を行う。

ただし、優先交渉権者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点提案者を交渉権者として協議を行う。

(2) 契約者

桜井市

1 3. その他

(1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。また、本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。

(2) 参加申請書の提出後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、辞退届（様式第7号）を桜井市商工振興課へ持参または郵送（簡易書留または書留）にて提出すること。

(3) 提出された企画提案書等の提出期限以降における再提出は認めない。なお、提出期限内であっても部分的な差し替え及び追加は認めない。また、再提出があった場合は、最後に到達したものののみ審査の対象とし、提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。

(5) 見積金額は契約金額を保証するものではなく、本業務に係る費用の見込み額とする。

(6) 様式第12号「業務執行体制調書」に記載した配置技術者を変更等することは認めない。なお、受託後の業務執行にあたり、病休、死亡、退職等の特別な理由の場合はその限りではない。ただし、変更にあたっては、同等以上の技術者とし、変更を必要とする理由及び変更後の担当者について桜井市が求める資料を提出し、了解を得るものとする。

(7) 企画提案書の提案内容に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とする。

(8) 優先交渉権者と契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、その際、選定された者は改めて見積書を提出すること。

(9) 本プロポーザルの参加にあたっては、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を使用すること。

(10) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

1 4. 応募・問い合わせ先

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の1

桜井市役所 本庁舎2階 まちづくり部 商工振興課

電話：0744-42-9111（内線 3671）

担当：米田・太田